

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

住民税務課 電話 0994-22-3039
 住民生活課 電話 0994-25-2511
 鹿屋年金事務所 電話 0994-42-5121

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた年度も在学予定である場合、4月初めに再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上ご返送ください。

●国民年金保険料学生納付特例申請について

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入し納付しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例制度により、平成28年度に保険料納付を猶予されている方で、平成29年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成29年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

〈所得の目安〉
 118万円 + 〔扶養親族等の数 × 38万円〕

なお、平成29年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですが鹿屋年金事務所(Tel 0994-42-5121)へご連絡ください。

錦江町職員退職者紹介

平成29年3月31日付で5名の職員が退職されました。

- ・森 とし子
- ・栗脇 明浩
- ・鶴田 和男
- ・中野 浅子
- ・高見 憲次

(かごしま県民大学中央センター(指導主事兼専門員)へ異動)



新任者紹介

この度、錦江町の職員として働くこととなり、大変光栄に思います。わからないことばかりではありますが、町民の皆様をサポートできるよう、一生懸命頑張ります。これからどうぞよろしくお願いいたします。



教育課
生涯学習チーム
平原 優美

生まれ育った地元で職員として働けることに大変喜びを感じています。まだまだ至らないところも多くありますが、1つ1つ目の前の課題に対し、誠心誠意取り組み、錦江町の魅力を伝えていけるよう頑張ります。よろしくお願いいたします。



観光交流課
観光交流チーム
川路 美和

錦江町の美しい自然環境の中で、働かせていただけることに喜びを感じています。錦江町の子どものために、これまでの教職経験を生かして精一杯頑張っていきます。また、錦江町の町民としてお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。



教育課
指導主事
才川 文秋

この度、錦江町の職員になれたことを大変光栄に思います。自分の持てる力を最大限に活かし、錦江町の農業の振興及び地域の振興に精一杯頑張りますので、皆様のご指導よろしくお願いたします。



産業建設課
経済チーム
祝 大介